

## 練習問題(13)

1. (多岐選択式)以下のうち、アメリカ型の違憲審査制の特徴として正しいものを選んでください。
- A) 憲法裁判所で違憲審査が行われる
  - B) 法律が議会で採択された後に、憲法院で違憲審査が行われる
  - C) 違憲審査は当該事件に関して個別的効力を持つに過ぎない
  - D) 具体的事件を扱う裁判所からの移送を受けて、憲法裁判所が判断を下すことができる。

**解説** 正解はC)。アメリカ型の違憲審査は個別的効力しか持たない。

2. (多岐選択式)以下のうち、日本の違憲審査制の特徴として誤っているものを選んでください。
- A) 日本の違憲審査制はドイツ型の違憲審査制である
  - B) 日本の場合、違憲判断は目立つほど少ない
  - C) 憲法判断自体には積極的である
  - D) 合憲限定解釈とは、法律の意味を限定的に解釈して具体的事実に適用する技術である

**解説** 正解はA)。日本の違憲審査制はアメリカ型。

3. (空所補充・短答) 具体的事件の審理に付随して違憲審査を行う制度をなんというか。

**解説** 正解は「付随的審査制」

4. (空所補充・短答) 高度に政治的な国家行為については、司法判断を回避するという考え方を何というか。

**解説** 正解は「統治行為論」

5. (正誤問題)以下の命題の正誤を判断し、その理由を述べてください。

19世紀型の憲法では憲法の解釈権は議会にあり、裁判所による違憲審査制が確立するのは20世紀以降である。

**解説** 誤答。20世紀以降ではなく、第二次大戦後とりわけ1970年代以降。